



# 茨城県報

第 3083 号

平成31年3月28日

木曜日

## 目 次

規 則	ページ
●鹿島セントラルモールの設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則（地域振興課）	2
●茨城県霞ヶ浦水質保全条例施行規則の一部を改正する規則（環境対策課）	3
●茨城県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（環境対策課）	3
●茨城県調理師法施行細則の一部を改正する規則（生活衛生課）	4
●茨城県地域医療医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則（医療人材課）	4
●茨城県県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則（労働政策課）	6
（ 教 育 委 員 会 ）	
●茨城県県立学校管理規則の一部を改正する規則	6
●茨城県県立高等学校学則の一部を改正する規則	6
●茨城県教育委員会公印規則及び茨城県教育庁組織規則の一部を改正する規則	7
（ 人 事 委 員 会 ）	
●職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則	10
●職員の勤務時間に関する規則等の一部を改正する規則	10
告 示	
●指定代理納付者の指定（税務課）	12
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更正医療）の指定更新（障害福祉課）	12
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定更新（障害福祉課）	14
●児童福祉法に基づく各児童相談所に置く児童福祉司の数（青少年家庭課）	15
●児童福祉法に基づく各児童相談所に置く指導及び教育を行う児童福祉司の数（青少年家庭課）	16
●平成31年度普通職業訓練普通課程（緊急雇用対策訓練）に係る訓練科，訓練生の定員及び訓練期間等（労働政策課）	16
●平成31年度普通職業訓練短期課程（障害者訓練）に係る訓練科，訓練生の定員及び訓練期間等（労働政策課）	17
●土地区画整理事業の事業計画の変更（土地販売推進課）	17
●保安林の指定の予定（林業課）	18
●定款変更の認可（農村計画課）	18
●道路の区域の変更（8件）（道路維持課）	19
●道路の供用の開始（4件）（道路維持課）	23
●車両制限令の規定に基づく道路の指定（道路維持課）	24

付 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

茨城県規則第11号

茨城県霞ヶ浦水質保全条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月28日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県霞ヶ浦水質保全条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県霞ヶ浦水質保全条例施行規則（昭和57年茨城県規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表第3の備考中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 別表第2第18項に掲げる指定施設を設置する工場又は事業場に係る排水水については、当該工場又は事業場を当該工場又は事業場に汚水又は廃液を排出する工場又は事業場に係る区分に属するものとみなして、この表に掲げる排水基準を適用する。この場合において、当該工場又は事業場につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、それらの排水基準のうち、最小の許容限度のものを適用する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

茨城県規則第12号

茨城県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月28日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成17年茨城県規則第98号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「測定は」の次に「、当該工場等の排水口において」を加え、同項第1号中「当該工場等の排水口において排出される排水水中の生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量及び浮遊物質量」を「海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水については次のア及びウに掲げる項目、海域及び湖沼に排出される排水水については次のイ及びウに掲げる項目」に改め、同号に次のように加える。

- ア 生物化学的酸素要求量
- イ 化学的酸素要求量
- ウ 浮遊物質量

第21条第1項第2号中「当該工場等の排水口において排出される排水水中の生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量及び浮遊物質量」を「海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水については前号ア及びウに掲げる項目、海域及び湖沼に排出される排水水については同号イ及びウに掲げる項目」に改め、同項第3号中「当該工場等の排水口において排出される排水水中の生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量及び浮遊物質量」を「海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水については第1号ア及びウに掲げる項目、海域及び湖沼に排出される排水水については同号イ及びウに掲げる項目」に改め、同項第4号中「当該工場等の排水口において排出される排水水中の」を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。